

# 佐世保市と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

佐世保市と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、佐世保市と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、市政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

## (その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年 5月16日

長崎短期大学学長

安部 寛美子



佐世保市長

朝長則男



# 佐世保青年会議所と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

一般社団法人 佐世保青年会議所と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次とおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、佐世保青年会議所と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、市政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

## (その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年 7月30日

長崎短期大学

学長

安部 寛美



一般社団法人 佐世保青年会議所

理事長

八川 辰巳



## 長崎短期大学と佐世保市保育会との 包括連携に関する協定書

長崎短期大学と佐世保市保育会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、長崎短期大学と佐世保市保育会が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の教育・保育に関わる人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 地域貢献・地域連携の取組みに関するこ
- (2) 教育・保育の向上に関するこ
- (3) 教育・保育人材の受入・育成・輩出に関するこ
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

### (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

### (その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名押印のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年11月18日

長崎短期大学

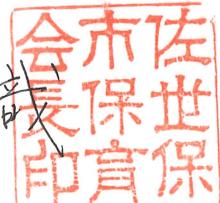
学長 安部 恵美子



佐世保市保育会

会長

安部 恵美子



# 長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会との 包括連携に関する協定書

長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、長崎短期大学と佐世保私立幼稚園協会が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の教育・保育に関わる人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 地域貢献・地域連携の取組みに関するこ
- (2) 教育・保育の向上に関するこ
- (3) 教育・保育人材の受入・育成・輩出に関するこ
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

## (その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名押印のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年11月18日

長崎短期大学

学長

安部 豊美



佐世保私立幼稚園協会

会長

内 稔

章



# 波佐見町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

波佐見町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、波佐見町と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

## (その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成30年3月8日

長崎短期大学

学長 安部

惠美子



波佐見町

町長

一瀬 政大



# 東彼杵町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

東彼杵町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、東彼杵町と長崎短期大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること
- (2) 地域貢献・地域連携の取組に関すること
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的な内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

## (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

## (その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

令和4年7月26日

東彼杵町

町長

岡田伊一郎



長崎短期大学

学長

安部 寛美子

